



群馬労働局の取組 トピックス

(働き方・休み方改善コンサルタントのご案内・
正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています)



発信者 雇用環境・均等室

○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

① 働き方・休み方改善コンサルタントのご案内！

《働き方・休み方改善コンサルタント》

無料です！

を活用してみませんか！

※コンサルタントは、社会保険労務士の資格を持つ者等、労働関係法令・制度に専門的な知識を持つ人物の中から、都道府県労働局長が任用した非常勤の国家公務員です。

1. 社内でこのような疑問・要望はありませんか！

- ◆従業員の健康保持やワーク・ライフ・バランスを推進したい
～業務の特性に応じた柔軟な働き方の導入を検討したい（変形労働時間制や裁量労働制の活用等）
～長時間労働を見直したい（時間外・休日労働の削減等）
- ◆優秀な人材を確保するためにも年次有給休暇をはじめ休暇制度を充実したい
～年次有給休暇を取りやすくしたい（時間単位年休・計画年休導入等）
～特別休暇制度を導入したい（病気休暇・教育訓練休暇・特別休暇等）
- ◇育児・介護等のために退職してしまう従業員がいる
- ◇短納期発注での「しわ寄せ」を受けている

2. 働き方改革推進に向けて 「働き方改革推進支援助成金」を活用しませんか！

専門家であるコンサルタントがお手伝いします。

～対象となる方～

働き方・休み方の見直しに取り組まれている企業（規模業種は問いません）

～支援の方法～

- ◆コンサルティング（個別訪問によるアドバイス）
コンサルタントが事業場にお伺いし、労働時間や休暇制度の状況を診断のうえ、アドバイスや改善に向けた具体的な提案や資料の提供を行います。
- ◆説明会への講師派遣
労働時間や休暇制度に関する説明会などに、コンサルタントを講師として派遣します。



② 正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています！

パートタイム・有期雇用労働法に基づき、正社員とパート・有期雇用労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています。また、パート・有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は説明しなければなりません。

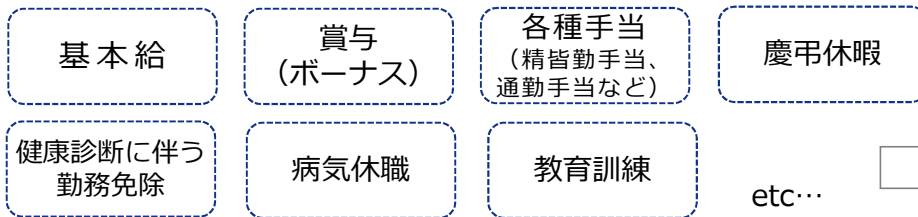


正社員と同じ仕事をしているのに…
なぜ、正社員と同じ手当がもらえないの？

その待遇の違い、説明できますか？

1. 「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
2. 説明の求めがあった場合、事業主は、比較対象となる正社員の待遇の具体的な内容又は基準を説明しなければなりません。
3. 待遇ごとの性質・目的に照らして、①職務内容、②転勤・異動範囲、③その他の事情から、待遇差の具体的な理由を説明できることが必要です。

何をどう見直せばいいの？



▼解説動画あり



同一労働同一賃金

検索

不合理な待遇差について、何も対策をしない場合、
裁判で違法と判断される可能性があります。



問合せ先・相談窓口
群馬労働局雇用環境・均等室
TEL 027-896-4739

下記の手順で取り組みましょう

- Step① 正社員と非正社員の間の待遇差の内容、理由の確認
- Step② 待遇差が「不合理ではない」と具体的に説明できるか確認
- Step③ 待遇差の改善に向けた検討
(キャリアアップ助成金や業務改善助成金等が活用できる場合があります)
- ⇒ 労働者の**納得性を高め**、**能力の有効な発揮**に繋がり、**生産性の向上**に寄与

キャリアアップ助成金とは

非正社員のキャリアアップを促進するため、「正社員化コース」や「賃金規定等改訂コース」等の複数のコースがあり、各企業に合わせたコースをご説明できます。

例：「賃金規定等改定コース」

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成します。

業務改善助成金とは

中小企業が、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資等に要した費用の一部を助成するものです。

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバー
はHPを見てね！

